

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録・閲覧事務の流れ

【注】：サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の交付申請を行う場合は、地元市町に意見聴取を行う必要があります（ただし、意見聴取が必要ない市町あり。）。
 この場合、市町の当該事業相談窓口（福祉部局でない場合あり。）にも①又は④と併せて事前相談を行ってください。
 建設予定地の市町の意見聴取の要否や相談窓口は、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局のホームページ（<http://www.koreisha.jp/service/>）でご確認ください。

